

第 8 章

街路樹再生に向けた 取組の推進にあたって



第8章 街路樹再生に向けた取組の推進にあたって

1 取組の推進体制等

本プランは、基本理念・基本方針に基づき、街路樹が抱える様々な課題を解決しながら、今後の長期的な街路樹再生に向けた基本的な考え方や方向性を示すものです。

本プランの街路樹再生の取組の推進においては、将来にわたって鹿児島らしい豊かな緑と安全・安心な暮らしを守り、街路樹による更なる地域の魅力向上につながるよう、「地域とともに」取り組んでいくことが重要となります。このため、各主体が、街路樹が抱える課題に関心を持ち、路線ごとの街路樹再生の取組の方向性を共有し、相互の連携を深めながら、適切な役割分担のもとで、地域の想いを反映させた「彩り豊かで安全な緑の空間を創出し、未来へつないでいく」ための推進体制を構築します。

■多様な主体の連携による推進体制

- ・本プランの街路樹再生の取組の推進においては、地域住民の意向を踏まえ、理解を得ながら進めていきます。
- ・多様な主体がそれぞれの役割を積極的に実施できるよう、街路樹再生の市民・地域団体、大学・専門家、庁内関係部局などとの円滑な連携・調整を図ります。

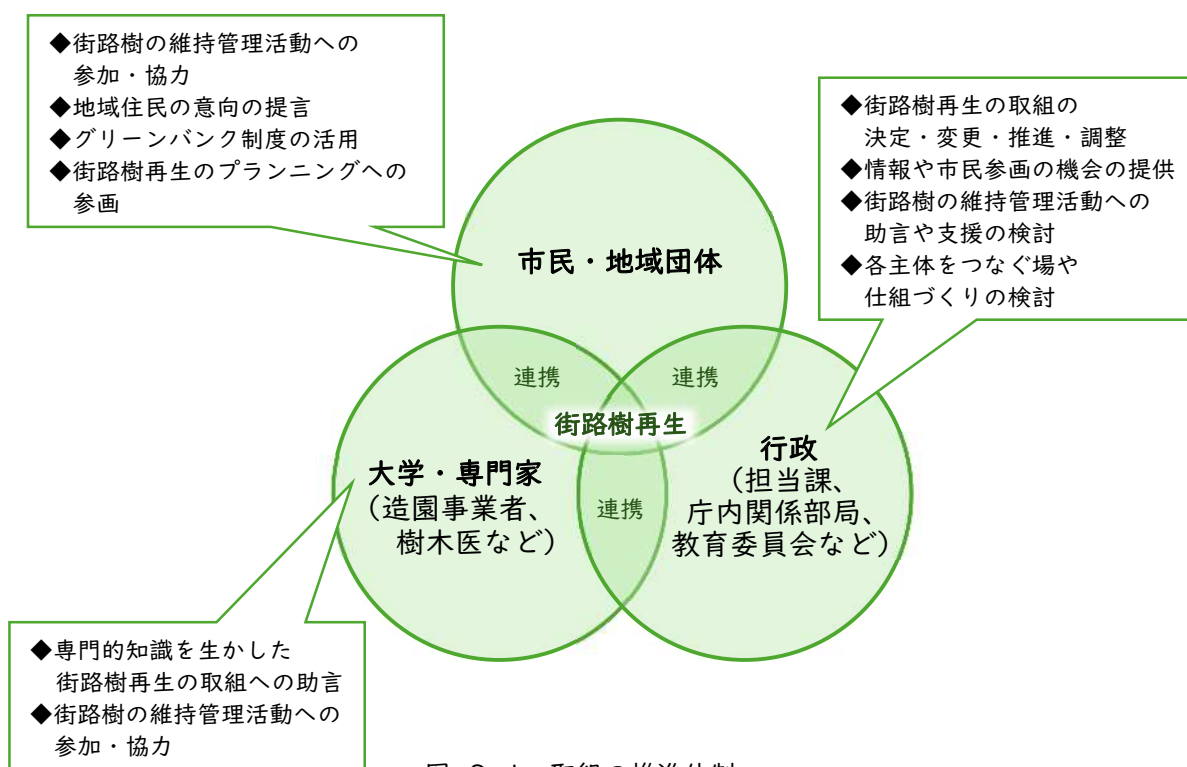


図 8-1 取組の推進体制

■柔軟な見直し

本プラン策定後概ね10年を植替等の整備期間としておりますが、本市の財政状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、本プランの内容を必要に応じて柔軟に見直すものとします。